

令和6年度 都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会

と き 令和6年12月5日(木) 13:30～15:55

ところ 日本医師会館3F小講堂

[報告：常任理事 縄田 修吾]

1. 松本日医会長挨拶

日ごろの医療安全業務と日医医賠責保険対応業務に感謝申し上げます。日医医賠責保険制度は52年目となり、会員の支えとなっているため、会員が安心して日常診療に携われるように引き続き協力をお願いします。最近は患者の意識が高まっており、SNSでの誹謗中傷、暴力行為による被害等もある。医事紛争事案も複雑化するが、先生方の力を借り、日医も相当の努力をして対応できるように考えていきたい。若手の医師にもこの制度のすばらしさ、内容をしっかりと伝えていきたい。日医会員数は177,700人を超えたところだが、多くの先生を支える礎となっており、非会員の先生にもメリットを伝えていきたい。

2. 役員・調査委員会小委員会委員紹介

3. 日本医師会医師賠償責任保険の運営に関する経過報告

令和5年4月から令和6年3月までの附託において、件数は前年より1割増えている。毎年の傾向であるが、内科、産婦人科、整形外科が最も多く、全体の7割を占める。身体障害に関しては死亡、神経損傷、がんの看過が多い。また医療行為としては、手術と注射関連が多い。日医医賠責制度開始から附託件数は14,708件となっている。

日医特約保険は、ベースとなる日医医賠責保険の範囲をさらに拡充しているものであるため、都道府県医師会においても、さらなる加入勧誘をお願いしたい。

4. 日医事務局からの連絡事項

医賠責対策課より、医師会事務向けの連絡事項

として、(1) 附託時の提出書類の注意事項、(2) 附託事案のファイル共有サービス、の2点が解説された。後者は、附託事案を紙ベースのほか、電子カルテや画像診断データを共有するためのサーバの構築を、令和5年度の「中国四国医師会連合医事紛争研究会」及び「当協議会」で提案があり、それが実現した形になる。

5. 特別講演

日医の調査委員より、以下3つの解説がなされた。それぞれ報告する。

(1) 鉄剤の血管外漏出による色素沈着

2020年、フェインジェクト発売、2023年モノヴァー発売で、鉄欠乏性貧血の治療が大幅に向上した。メーカーが普及宣伝するが、血管外漏出が原因で色素沈着になる事例が、2020年ごろから増えてきた。フェインジェクトの血管外漏出と色素沈着をメーカーは把握しているが、日医附託事案の件数をみると氷山の一角ともいえる。半袖の服を着用する夏になると腕の色素沈着が目立ち、将来的に残る不安と精神的苦痛をもとに賠償請求される事案が増えている。この薬剤は、産科だけでなく内科でも使用頻度が増えており、重大な副作用を医療側が十分な認識をしておらず、患者へのICも不十分と考える。対策としては、投与時は逆流や触診による漏れの確認や、患者への声掛けなどで漏れ防止につなげる危機管理が必要である。

なお、色素沈着に対しては、漏れが少量で色素沈着が薄い症例は1年間経過をみることや、レーザー治療の有効性もあると言われている。

予防提案としては、1つ目は産科婦人科学会の基準に従って、Hb8.0g/dl未滿を投与基準とすること、2つ目はメーカーの作成した資料「フェイン

ジェクト静注500mg投与の患者さんへ」などを利用して、投与する前に漏出や炎症、色素沈着を起こす可能性があることをきちんと伝え、注意喚起することである。そのほか、院内説明会などで鉄剤の血管外漏出の可能性の知識の共有と予防の重要性を理解するための研修を行うことも大事である。

(2) 生殖医療における医事紛争

生殖補助医療による出生が年々増加しており、患者側の期待感も高くなり、医事紛争に発展しやすい傾向になっている。実際、産婦人科の附託事案でも、脳性麻痺、穿孔、遺残のほか、生殖補助医療に関するものが増えている。

「胚移植は医師賠償責任保険の対象なのか」、「移植前の受精卵を破損したことは身体障害に該当するのか」に関しての見解としては、事故前と異なった身体状態に置かれることを考慮すれば、期待権侵害として身体障害があったと考えることができ、医師賠償責任保険制度の適用を受けることとなる。

(3) 賠償責任論に関する法的整理

日医医賠償保険は3審制度であり、基本的に、都道府県医師会の専門委員会、日医の調査委員会と審査会の3つで、事案の判定をする。

法律上の損害賠償義務とは、「注意義務違反（過失）」が「悪い結果（損害）」を起こし、その間の「因果関係」があるかどうか、が条件となる。「注意義務違反」を判断するものは、医療水準、つまり診療当時の水準をもとに、同じ立場である医師のレベルならどうだったのか、地域性を含め、一般開業医と病院では通常の医療レベルは異なることであり、それに裁判では文献や論文、各種ガイドラインに沿って判断される。「因果関係」は、適切な医療行為が行われていれば、結果回避できた高度の蓋然性があるかどうか判断材料となる。つまり、「適切な医療行為が行われていれば、結果を回避できた高度の蓋然性がある」と判断されれば、因果関係あり・有責となる。一方、「適切な医療行為を行っていても、結果は回避できた高度の蓋然性はない」と判断されれば、因果関係な

し・無責となる。しかし、平成12年の最高裁判例では、結果が回避された「相当程度の可能性」があれば、死亡・重度後遺症事案においては、慰謝料の賠償義務発生を認められるようになった。

裁判所の和解案について、これは訴訟が進むにあたり、敗訴の可能性も含めてその前段階でお互い譲歩する意味での和解勧告をするケースが増えている。「紛争解決としての有責」とは、死亡などの事情を踏まえると注意義務違反を認めることまでは難しいにしても、見舞金程度の解決を図るのが相当ということである。

6. 都道府県医師会からの質問事項

(1) 日医医賠償の対象となる医療行為〔富山県〕

美容、不妊、パイプカット、卵管結紮、鍼灸・整復は対象となるか。また、保険外併用療養費制度の評価療養での先進医療や患者申出療養に含まれない、いわゆる先端医療はどう判断すればよいのか。

日医 医療行為は、現在医学により是認されたものを言う。それには、保険適用のほか、保険適用外（白内障レンズ手術、分娩）がある。ただし、美容を主たる目的とする医療行為や、所定の免許資格のないものが行った医療行為は対象外となる。不妊治療は基本的に対象となるが、第三者の精子卵子を用いた生殖補助医療に関してはケースバイケースとなる。避妊を目的としたパイプカット、卵管結紮は、泌尿器科や産婦人科で一般的な避妊治療としているため、対象となる。医師の指導の下、医療機関内で実施される鍼灸治療、整復は対象となるが、前述の現在医学により是認されないもの（例：逆子の治療目的で鍼灸を行った治療）は対象外となる。

(2) リピーター医師の対応〔鹿児島県〕

対応は各県医師会に任されている状況である。鹿児島県では、日医から指導・改善通知がなされた会員に対しては、県医師会長と担当理事が面談をし、改善点を伝え、後日レポート提出をさせていただくようにしている。他県ではどうか。

日医 原因分析、将来に向けた改善ポイントを具体的にリピーター医師に伝える県医師会がある。

(3) 弁護士選任基準〔埼玉県〕

事案に関しては、基本的に県医師会顧問弁護士であるが、医療機関の都合で、県医師会顧問以外を希望されることがある。この場合、どうするべきか。

日医 基本的に医師会顧問がよいが、ケースにより県医師会に一任としている。選定基準としては、過去10年間、特別な事情を除き、患者側の代理人となっていないこと、日医医賠責保険の約款と紛争処理規定を順守すること、日医医賠責保険の弁護士費用基準を了解してもらうこと、の3つである。

(4) 日医特約保険の補償対象医療施設〔埼玉県〕

日医特約保険に加入していれば、医師会加入施設、未加入施設に関係なく同等の補償が受けられる今の仕組みは、医師会加入促進に逆行しているのではないかと。日医内で継続して検討してもらいたい。

日医 現行制度では、(保険証券に)記載された施設が対象となっており、賠償請求時にその施設が記載されていれば、適用となる。管理者が会員である施設を対象となると仮定すると、加入時に会員であっても、賠償請求時に管理者が会員でない場合は、特約適用外となってしまうことが起きる。現状では制度変更は厳しいところである。

(5) 日医医賠責保険紛争処理における委任の定義と範囲〔埼玉県〕

日医 A 会員が賠償請求を受けて、都道府県医師会へ報告をする際に委任状の公布を受けるが、この委任の定義・範囲について各都道府県医師会で認識の齟齬が見受けられるため、日医から再度ご教示いただきたい。

日医 委任状は患者との間に発生した医事紛争事案の処理に関することと、受任者が必要と認める

ときは、本件を日本医師会医師賠償責任保険の紛争処理手続きに委ねることについての一切の権限を委任するものである。各都道府県医師会での有無責を判断する委員会にかけるとは、この委任に限定しているものではない。

(6) 紛争防止と特徴的な事例の動画作成〔広島県〕

広島県では、紛争未然防止の事業展開をしている。主に地区医師会での研修会を行うために補助する制度を創設して、現在、のべ7,000人を超える受講者となっている。事案の内容は、どの県も同じようなものが多いと判断するため、このような事例の対処方法などの動画や、クレーム対応のポイントを日医が動画として作成し、全国の医師会で利用できるように検討いただけないか。

日医 日医では安全対策マニュアルを作成し、ホームページに掲載している。令和6年11月24日～30日は医療安全推進週間であり、厚労省のホームページに患者国民に向けた医療安全の啓発動画が掲載されている。日本医療安全評価機構のホームページでは、19のテーマについて、院内調査の内容を再発防止策としてまとめている。具体的な説明動画も掲載されているので、ご活用いただきたい。日医としても第1回の医療安全対策委員会を行うことにしており、ご意見をもとに今後の対応を検討したい。

7. 閉会

茂松日医副会長の挨拶をもって、当協議会は閉会した。